

## 条 例

埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県条例第五十九号

埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部を改正する条例

埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例（平成十二年埼玉県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

別表第七号の表第四号イ(1)中「千五百五十円」を「千六百五十円」に改め、同号イ(2)中「千九百円」を「千九百五十円」に、「運転免許証」を「免許証等（同法第一百一条第一項に規定する免許証等をいう。以下この表において同じ。）」に、「八百円」を「七百五十円」に改め、同号イ(3)中「四千円」を「三千九百円」に改め、「試験」の下に「（以下この号において「技能試験」という。）」を加え、「六千六百円」を「六千九百円」に改め、同号ロ(1)中「千七百五十円」に改め、同号ロ(2)中「千九百円」を「千九百五十円」に、「運転免許証」を「免許証等」に、「八百円」を「七百五十円」に改め、同号ロ(3)中「二千五百五十円（同法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験）」を「二千五百円（技能試験）」に、「三千三百五十円」を「三千三百円」に改め、同号ハ(1)中「千七百五十円」を「千八百五十円」に改め、同号ハ(2)中「千九百円」を「千九百五十円」に、「運転免許証」を「免許証等」に、「八百円」を「七百五十円」に改め、同号ハ(3)中「二千六百円（同法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験）」を「二千八百円（技能試験）」に、「四千五十円」を「四千五百五十円」に改め、同号ニ(1)中「千九百円」を「千九百五十円」に、「運転免許証」を「免許証等」に、「八百円」を「七百五十円」に改め、同号ニ(2)中「千五百円」を「千六百円」に改め、同号ホ(1)中「千七百円」を「千八百円」に改め、同号ホ(2)中「千九百円」を「千九百五十円」に、「運転免許証」を「免許証等」に、「八百円」を「七百五十円」に改め、同号ホ(3)中「四千八百円（同法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験）」を「四千五百円（技能試験）」に、「七千六百五十円」を「七千四百五十円」に改め、同号ヘ(1)中「千七百円」を「千八百円」に改め、同号ヘ(2)中「千五百五十円」を「千六百五十円」に改め、同号ヘ(3)中「二千九百円（同法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験）」を「二千九百五十円（技能試験）」に、「四千三百五十円」を「四千七百円」に改め、同表第四号のニイ中「三千九百円」を「三千九百五十円」に、「六千四百円」を「六千九百五十円」に改め、同号ロ中「三千

七百五十円」を「三千八百五十円」に、「四千五百五十円」を「四千六百五十円」に改め、同表第五号事務の種別の欄中「第九十二条第一項」の下に「又は第九十五条の第二十一項」を加え、「運転免許証」を「免許証（同法第九十二条第一項に規定する免許証をいう。以下この表において同じ。）」に改め、同号中「運転免許証交付手数料」を「免許証交付手数料」に改め、同号金額の欄を次のように改める。

イ 第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証

(1) 同法第九十二条第一項の規定による交付を受ける場合のうち(2)に掲げるものの以外のもの

二千三百五十円（日を同じくして第一種運転免許又は第二種運転免許のうち二以上の種類の免許を受ける者（以下この号及び第六号の二において「複数免許取得者」という。）に対する交付にあつては、二千五百十円に、与える免許一種類ごとに二百円を加えた額）

(2) 同法第九十二条第一項の規定による交付を受ける場合のうち道路交通法施行令第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等の更新を受けることができなかつた者であつて、同法第九十七条の二第一項第三号に該当して同項の規定の適用を受けたもの（第六号の二において「特定試験免除者」という。）に係るもの

二千五百円（複数免許取得者に対する交付にあつては、千九百円に、与える免許一種類ごとに二百円を加えた額）

(3) 同法第九十五条の二第十一項の規定による交付を受ける場合

二千五百五十円

ロ 仮運転免許に係る免許証

千五百円

別表第七号の表第六号事務の種別の欄中「運転免許証」を「免許証」に改め、同号中「運転免許証再交付手数料」を「免許証再交付手数料」に改め、同号イ中「運転免許証」を「免許証」に、「二千二百五十円」を「二千六百円」に改め、同号ロ中「運転免許証」を「免許証」に、「千五百円」を「千五十円」に改め、同表第六号の四中「三千五百五十円」を「三千六百五十円」に改め、同号を同表第六号の五とし、同表中第六号の三を第六号の四とし、同表第六号の二中「千四百五十円」を「千四百円」に、「千二百円」を「千五百円」に改め、同号を同表第六号の三とし、同表第六号の次に次の一号を加える。

六の二 道路交通法第九十五条の二第三項の規定に基づく特定免許情報（以下この	特定免許情報記 録手数料	イ 特定免許情報の記録 (1) 同法第九十五条の二第六項の規定による申出をする場合の記録のうち(2)に掲げるもの以外の
---------------------------------------	-----------------	----------------------------------------------------------------

号において「特定免許情報」という。）の記録又は同法第九十五条の三の規定により読み替えて適用する同法第九十二条第二項の規定若しくは同法第六十六条の四第二項の規定に基づく免許情報記録（同法第九十五条の二第二項第一号に規定する免許情報記録をいう。以下この号及び第十二号において同じ。）の書換え

もの

千五百五十円（複数免許取得者に係る記録にあっては、千三百五十円に、与える免許一種類ごとに二百円を加えた額）

(2) 同法第九十五条の二第六項の規定による申出をする場合の記録のうち特定試験免除者に係るもの

千三百五十円（複数免許取得者に係る記録にあっては、千五百円に、与える免許一種類ごとに二百円を加えた額）

(3) 同法第一百一条の四の二第二項の規定による申出（以下この号及び第十二号において「更新時不交付申出」という。）をする場合 八百円

(4) 同法第九十五条の二第六項の規定による申出及び更新時不交付申出のいずれをもしない場合 千五百円（同法第九十二条第一項、第九十五条の二第十一項若しくは第一百一条の四の二第一項の規定による免許証（仮運転免許に係るものを除く。）の交付又は同法第九十四条第二項の規定による免許証（仮運転免許に係るものを除く。）の再交付と同時に記録を受ける場合にあっては、百円）

ロ 同法第九十五条の三の規定により読み替えて適用する同法第九十二条第二項の規定又は同法第六

条の四第二項の規定による免許情報記録の書換え

千五百五十円（免許証（仮運転免許に係るものを除く。）及び同法第九十五条の二第四項に規定する免許情報記録個人番号カードを有する者（以下この号において「免許証・免許情報記録個人番号カード保有者」という。）に係る書換えにあつては百円、複数免許取得者（免許証・免許情報記録個人番号カード保有者を除く。）に係る書換えにあつては千三百五十円に与える免許一種類ごとに二百円を加えた額）

別表第七号の表第八号イ中「二万三千四百円」を「二万三千七百五十円」に改め、同号イただし書中「二千三百五十円を」を「二千九百五十円を」に、「五百円を」を「五百五十円を」に改め、同号イ(1)中「四千元」を「三千八百円」に改め、同号イ(2)中「六千七百円」を「六千三百五十円」に改め、同号イ(5)中「二千三百五十円」を「二千六百円」に改め、同号ロ中「一万九千五百円」を「一万九千八百円」に改め、同号ロただし書中「三百円」を「三百五十円」に改め、同号ロ(1)中「三千五百五十円」を「三千六百五十円」に改め、同号ロ(2)中「六千円」を「六千二百五十円」に改め、同号ロ(5)中「千九百円」を「千八百五十円」に改め、同号ロ(6)中「二千五十円」を「二千円」に改め、同号ハ中「一万四千七百円」を「一万四千四百五十円」に改め、同号ハただし書中「千円を」を「千三百五十円を」に、「三百円」を「三百五十円」に改め、同号ハ(1)中「千二百五十円」を「千二百円」に改め、同号ハ(2)中「二千円」を「千九百円」に改め、同号ハ(5)中「二千六百五十円」を「二千五百五十円」に改め、同号ハ(6)中「二千五百五十円」を「二千四百円」に改め、同号ニ中「二万五千五百円」を「二万二千二百円」に改め、同号ニ(1)中「四千二百五十円」を「四千四百五十円」に改め、同号ニ(2)中「七千四百円」を「七千七百五十円」に改め、同号ニ(3)中「三千七百円」を「三千七百五十円」に改め、同号ニ(4)中「二千五百五十円」を「二千六百円」に改め、同表第十号イ中「一万四千五百五十円」を「一万五千百円」に改め、同号イただし書中「二千四百円」を「三千円」に、「百五十円」を「二百円」に改め、同号イ(1)中「四千元」を「三千八百円」に改め、

同号イ(6)中「千五百円」を「千五百五十円」に改め、同号ロ中「一万八千五百円」を「一万二千元」に改め、同号ロただし書中「九百元」を「九百五十円」に改め、同号ロ(1)中「三千五百五十円」を「三千六百五十円」に改め、同号ハ中「九千六百五十円」を「九千九百五十円」に改め、同号ハただし書中「千百元」を「千三百五十円」に、「百五十円を」を「五十円を」に改め、同号ハ(1)中「千二百五十円」を「千二百円」に改め、同号ハ(4)及び(5)中「千三百円」を「千三百五十円」に改め、同号ニ中「一万二千四百五十円」を「一万二千八百五十円」に改め、同号ニただし書中「二千八百五十円」を「二千九百五十円」に改め、同号ニ(1)中「四千二百五十円」を「四千四百五十円」に改め、同号ニ(2)中「二千五十円」を「二千百元」に改め、同号ニ(3)中「二千五百五十円」を「二千六百元」に改め、同表第十一号イ中「千九百元」を「二千五十円」に、「四千四百円」を「五千五十円」に改め、同号ロ中「千七百五十円」を「千九百五十円」に、「二千五百五十円」を「二千七百五十円」に改め、同号ハ中「千六百五十円」を「千八百円」に、「三千百元」を「三千五百五十円」に改め、同号ニ中「千円」を「千百元」に改め、同表第十二号事務の種別の欄中「運転免許証」を「免許証等」に改め、同号中「運転免許証更新手数料」を「免許証等更新手数料」に改め、同号金額の欄を次のように改める。

イ 免許証の有効期間の更新（同時に免許情報記録の有効期間の更新を受ける場合を除く。）

(1) 同法第一百一条の二の二第一項の規定による経由地公安委員会を經由して行う更新申請書の提出（以下この号において「経由申請」という。）をする場合 二千七百五十円

(2) 更新時不交付申出をする場合（経由申請をする場合を除く。） 千三百円

(3) 経由申請及び更新時不交付申出のいずれをもしない場合 二千八百五十円

ロ 免許情報記録の有効期間の更新（同時に免許証の有効期間の更新を受ける場合を除く。）

(1) 経由申請をする場合であつて、同法第一百一条の二の二第三項の規定による申出（以下この号及び次号において「経由地書換申出」という。）をするとき 千円

(2) 経由申請をする場合であつて、経由地書換申出をしないとき 千九百五十円

(3) 経由申請をしない場合 二千円

ハ 免許証の有効期間の更新及び免許情報記録の有効期間の更新

(1) 經由申請をする場合であつて、經由地書換申出をするとき	二千五百円
(2) 經由申請をする場合であつて、經由地書換申出をしないとき	二千八百五十円
(3) 經由申請をしない場合	二千九百五十円

別表第七号の表第十二号の二中「運転免許証」を「免許証等」に改め、同号金額の欄を次のように改める。

イ 經由地書換申出をする場合	千七百円
ロ 經由地書換申出をしない場合	七百五十円

別表第七号の表第十二号の三中「第四百四条の四第六項（同法第五百五条第二項において準用する場合を含む。）」を「第五百五条の二第二項」に、「千円」を「千五百円」に改め、同表第十二号の四中「第四百四条の四第七項（同法第五百五条第二項において準用する場合を含む。）」を「第五百五条の二第五項」に、「（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十条の十三第一項」を「第三十条の十一第一項」に、「千円」を「千五百円」に改め、同号を同表第十二号の五とし、同表第十二号の三の次に次の一号を加える。

十二の四 道路交通法 第五百五条の二第四項 の規定に基づく運転 経歴情報の記録	運転経歴情報記 録手数料	九百円（同法第五百五条の二第二項の規定に基づく運転経歴証明書の交付又は同法第五百五条の二第五項の規定による道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十条の十一第一項の規定に基づく運転経歴証明書の再交付と同時に記録を受ける場合にあつては、百円）
--------------------------------------------------	-----------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別表第七号の表第十三号中「二千三百五十円」を「二千二百五十円」に改め、同表第十四号イ中「七百五十円」を「八百五十円」に改め、同号ロ中「二千三百五十円」を「二千四百円」に改め、同号ニ(1)中「四千四百五十円」を「四千六百五十円」に改め、同号ニ(2)中「三千五百円」を「三千八百円」に改め、同号ニ(3)中「二千八百円」を「三千五十円」に改め、同号ホ(1)中「四千五百円」を「四千三百円」に改め、同号ホ(2)中「四千元」を「四千二百円」に改め、同号ヘ中「千五百円」を「千七百五十円」に改め、同号ト中「三千円」を「三千二百円」に改め、同号チ中「千四百円」を「千八百五十円」に改め、同号リ中「七百五十円」を「九百円」に改め、同号又(1)中「二千五百円」を「二千三百円」に改め、同号又(2)中「二千五十円」

を「二千五百円」に改め、同号又(3)中「二千七百元」を「二千八百五十円」に改め、同号又(4)中「二千五百五十円」を「二千七百元」に改め、同号又(5)中「二千四百五十円」を「二千五百五十円」に改め、同号ルを次のように改める。

ル 同法第百八条の二第二項第十一号に掲げる講習

(1) 同法第九十五条の六第一項の表の備考一のロに規定する優良運転者に対する講習

五百円（公安委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この号において同じ。）と講習を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法による講習（以下この号において「オンライン講習」という。）にあつては、二百円）

(2) 同法第九十五条の六第一項の表の備考一のハに規定する一般運転者に対する講習

八百円（オンライン講習にあつては、二百円）

(3) 同法第九十五条の六第一項の表の備考一のニに規定する違反運転者等のうち特定基準不該当者（運転免許に係る講習等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第四号。以下この号及び次号において「講習規則」という。）第八条第一項で定める道路交通法施行令第三十三条の七第二項の基準に該当しない者をいう。以下この号において同じ。）でないものに対する講習

千四百円

(4) 同法第九十五条の六第一項の表の備考一のニに規定する違反運転者等のうち特定基準不該当者であるものに対する講習

八百円（オンライン講習にあつては、二百円）

別表第七号の表第十四号ヲ(1)中「六千四百五十円」を「六千六百元」に改め、同号ヲ(2)中「二千九百元」を「二千九百五十円」に改め、同号ワを次のように改める。

ワ 同法第百八条の二第二項第十三号に掲げる講習

(1) 自動車等（これに準ずるものとして講習規則第八条第二項で定める装置を含む。）を使用する指導（以下この号において「実車等指導」という。）を含む講習

一万二千九百元

(2) 実車等指導を含まない講習

九千三百五十円

別表第七号の表第十四号カ中「二千二百五十円」を「二千六百元」に改め、同号ヨを次のように改める。

ヨ 同法第百八条の二第二項第十五号に掲げる講習  
講習一時間につき

二千二百円

別表第七号の表第十四号金額の欄に次のように加える。

夕 同法第百八条の二第一項第十六号に掲げる講習

講習一時間につき

二千五十円

別表第七号の表第十五号イ中「運転免許に係る講習等に関する規則（平成六年国  
家公安委員会規則第四号。以下この号において「講習規則」という。）」を「講習  
規則」に、「六千四百五十円」を「六千六百元」に、「二千九百元」を「二千九百  
五十円」に改め、同表第十六号中「九百元」を「千円」に改め、同表第十七号中「千  
四百年」を「千三百五十円」に、「二千八百五十円」を「三千百円」に改め、同表  
備考中「運転免許証」を「免許証」に改める。

別表第八号を次のように改める。

八 自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十五号）に

基づく手数料

事務の種類別	名称	金額
自動車の保管場所の確保等に関する法律第四条第一項の政令で定める書面の交付又は同項ただし書の政令で定める通知の申請に対する審査	保管場所確保保証明書面交付申請等手数料	二千百円

附則

1 この条例は、令和七年三月二十四日から施行する。ただし、別表第八号の改正規定及び次項の規定は、令和七年四月一日から施行する。

2 別表第八号の改正規定の施行の日前に自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十五号）第四条第一項ただし書の政令で定める通知の申請をした者に対する改正後の別表第八号の規定は、当該通知の日が当該施行の日以後である場合について適用し、当該通知の日が当該施行の日前である場合に  
ついては、なお従前の例による。